

4月1日から中学生までの初診時一部負担金を含めた医療費を助成します！

津別町では、少子化対策の一環として北海道医療給付事業の対象範囲を独自に拡大し、平成22年度からは、中学生までの入院・通院・調剤にかかる医療費の助成をしていましたが、平成25年度からは、これまで自己負担となっていた初診時一部負担金を含めた医療費を助成いたします。

表1：初診時一部負担金一覧表

初診時 一部 負担金	医科	580円
	歯科	510円
	柔整	270円

医療費の助成を受けるには

改めて手続きは必要ありませんので、今までどおり医療機関で支払いを済ませ、領収書原本と印鑑、健康保険証を持参して国保担当⑨番窓口で請求手続きをしてください。

今回の助成は、平成25年4月診療分からの領収書が対象となります。平成25年3月診療分までの領収書については、これまで同様に初診時一部負担金を除く医療費が助成対象になります。

初めの請求の際に、助成金の振込み先口座の届出が必要ですので、通帳を持参してください。

所得制限額(右表)を超える方は、前回同様、医療助成の対象になりません(詳細につきましては、国保担当⑨番窓口にお問い合わせください)。

表2：所得制限額表

扶養親族等の数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円



請求を忘れていませんか

乳幼児等医療費の助成請求期間は、受診月から2年以内ですので、未請求の方は、お早めに請求してください。

小中学校内でのケガについて

学校等で発生した事故によるケガについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用となりますので、役場の窓口には申請書を提出せず、各学校にご相談ください。



問い合わせ先 保健福祉課健康医療グループ国保担当⑨番窓口 ☎76-2151(内線229)

水道未給水地区の水質検査や水質改善費用を補助いたします

町は上水道、簡易水道の給水区域以外の地域(水道未給水地区)で飲用水として井戸水、沢水、湧水などを使用する世帯を対象に、水質検査費用、浄水器購入・設置費用または井戸の掘削等の費用を助成することとしました。これにより公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります。

補助制度	補助内容	補助率	補助金額	摘要
水質検査	水質検査費用	全額	9,050円 H24保健所手数料	① 1水源につき1回です。 ② 検査項目は一般検査10項目です(注1)。 検査機関は北見保健所等です。
水質改善	浄水器購入・設置費用	1/2以内	20万円限度	① 水質検査の結果、基準を超えていること。 ② 浄水器は水質基準の超過項目を除去できる性能があるもの。 ③ 1世帯に1台、ただし、2世帯でも厨房が1箇所の場合は、1世帯とします。
水質改善 水量安定 確保	井戸掘削等工事費用	1/2以内	100万円限度	① 水質検査の結果、基準を超えていること。 ② 水量が不足し新たな水源が必要と認められる場合です。 ③ 1世帯につき1基です。 ④ 共同で行う場合も可能です。

(注1)水質検査項目は、一般水質検査10項目(水質基準に関する省令)・・・一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物量、PH値、味、臭気、色度、濁度です。この項目以上の項目を追加する場合は実費負担です。

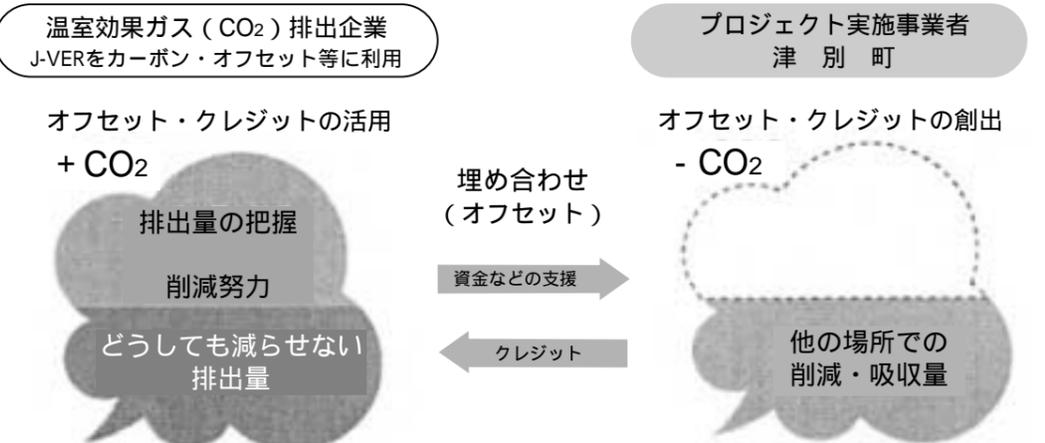
助成の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間
詳しくは、建設課水道住宅グループ ☎76-2151(内線254)までご相談ください。

J-VER「って何？」

町有林の「森林」J-VER」制度の活用について

間伐を実施した森林は、光が地面まで届き、樹木が生長するので大気中の温室効果ガスである二酸化炭素(CO2)を多く吸収します。J-VERは、この間伐によって改善・促進された森林のCO2吸収量を、環境省が価値として認め、企業などが直接削減できないCO2の埋め合わせ分(「オフセット・クレジット」といいます)として取引できる制度です。

これは、CO2削減による温暖化防止策だけではなく、新たな収入源として間伐等の森林整備に対する支援策ともなっています。今年3月時点での取引可能なCO2量は3331トン、CO2となっています。



問い合わせ先 産業振興課林政グループ ☎76-2151(内線259)